

仙台市骨髓バンクドナー助成金交付要綱

(平成30年9月7日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンクが行う骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5号に規定する事業をいう。）における骨髓・末梢血幹細胞の提供の促進を図るため、骨髓・末梢血幹細胞の提供を行った者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| 一 骨 髄 バ ン ク | 公益財団法人日本骨髓バンク |
| 二 骨 髄 等 | 骨髓又は末梢血幹細胞 |
| 三 骨髓等の提供 | 骨髓バンクが行う骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業による骨髓等の提供 |
| 四 提 供 者 | 骨髓バンクを介して骨髓等を提供した者 |
| 五 中 止 者 | 骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止された者 |

(助成金の交付対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 一 提供者にあつては骨髓等の提供を行った日に、中止者にあつては中止日において本市内に住所を有すること
- 二 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者
- 三 本市の市税を滞納していないこと
- 四 暴力団等と関係を有していないこと

(本市内に住所を有することの確認)

第4条 前条第1号に規定する要件は、市長が助成金の交付を受けようとする者の同意に基づいて住民票（住民基本台帳）の記載事項を調査することにより確認するものとする。ただし、助成金の交付を受けようとする者が住民票の写し（交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の滞納がないことの確認等)

第5条 第3条第3号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税とする。

2 第3条第3号に規定する要件は、市長が助成金の交付を受けようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、助成金の交付を受けようとする者が市税の滞納のないことの証明書（交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(助成内容及び助成金の額)

第6条 この助成金は、次の各号に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談等を対象とし、1日2万円、7日間を上限とする。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院等は除く。

- 一 最終同意のための面談
- 二 健康診断のための通院（最終同意以降の通院に限る。）
- 三 自己血採血のための通院
- 四 骨髄等採取のための入院
- 五 その他骨髄等の提供に関して、骨髄バンクが必要と認める通院等

(助成金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による助成金の交付の申請は、仙台市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を付して、提供者にあっては提供日から、中止者にあっては中止日から1年以内に市長に提出して行うものとする。

- 一 骨髄バンクにより骨髄等の提供にかかる面談、通院又は入院を行ったことを証する書類
- 二 その他、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行ったうえで、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市骨髄バンクドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、当該申請に係る書類等の審査を行ったうえで、助成金を交付しないことを決定したときは、理由を付して仙台市骨髄バンクドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 前条の申請書を受理してから、当該申請に係る決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日間とする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、仙台市骨髓バンクドナー助成金請求書(様式第4号)を30日以内に市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消)

第10条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき

二 助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取り消しを行った場合は、仙台市骨髓バンクドナー助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条に規定する助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の助成金の返還命令は仙台市骨髓バンクドナー助成金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

(書類の整備等)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に関する証拠書類を整備し、かつ、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同年4月1日以降に骨髓等の提供を行った提供者及び同年4月1日以降に骨髓等の提供が中止された中止者から適用する。

(助成金の交付申請期限の特例)

- 2 平成30年4月1日から施行の日までに骨髄等の提供を行った提供者及び骨髄等の提供が中止された中止者の交付申請の期限は、第7条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から1年以内とする。

附 則(令和2年3月31日改正)

本要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和3年3月23日改正)

本要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和4年1月18日改正)

本要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和6年2月26日改正)

本要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則(令和7年3月14日改正)

本要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則(令和8年6月1日改正)

本要綱は、令和8年7月1日から実施する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

仙台市骨髄バンクドナー助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

（＊日中に連絡をとることができる電話番号を記載してください）

仙台市補助金等交付規則第 3 条及び仙台市骨髄バンクドナー助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ		生 年 月 日
1. 氏 名		昭和 平成 年 月 日生
2. 骨髄等提供日の住所 (中止した場合は中止日の住所)	〒	
3. 申請金額	円	
4. 骨髄提供日 (中止した場合は中止日)	年 月 日	
5. 骨髄等の提供に係る 通院又は医師等と面談 した日 (証明する書類を添付すること。)	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
6. 骨髄等の提供に係る 入院期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
7. 申請者の住所及び市税 納付状況の確認同意 (□にチェック☑を付けてください。)	以下の事項について、仙台市が助成金交付審査のために確認（必要な範囲において照会）することについて同意します。	
	☐ ① 仙台市住民基本台帳の記録に関する事項 ☐ ② 仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）に関する事項	
	☐ ①他の法令等による同種同類の助成金等の交付を受けていません。	

8. 申請要件の適合に関する誓約

(□にチェック☑を付けてください。)

- ☐ ②暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

【添付書類】

(1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

(2) 7. 申請者の住所及び市税納付状況の確認同意 ①～②に同意されない場合には、次の書類を添付してください。

① 住民票の写し（申請者分）

② 市税の滞納がないことの証明書

- ・市税を 10 日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください

※ いずれも手数料が必要になります。

※ いずれも申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限りします。

※ 添付書類は返却しません。

様

仙台市骨髓バンクドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の助成金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び骨髓バンクドナー助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

記

1. 交付金額 金 円

2. 交付の条件

- (1) 助成金に関する証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存してください。
- (2) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、助成金の全部または一部の返還を命じます。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項に基づく加算金を納付しなければなりません。
 - ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき
 - ② 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき
- (3) 上記 (2) において、納付期限までに補助金を返還しなかった場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について、民法の規定により計算した遅延損害金が加算されます。

様式第 3 号（第 8 条関係）

仙台市

指令第 号

様

仙台市骨髓バンクドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の助成金について、仙台市補助金等
交付規則第 6 条及び骨髓バンクドナー助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記の理由
から交付しないことに決定しましたので通知します。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

記

不交付理由

様

骨髄バンクドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の助成金について、仙台市補助金等
交付規則第 6 条及び骨髄バンクドナー助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記の理由
から交付しないことに決定しましたので通知します。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

不交付理由

骨髄バンクドナー助成金交付要綱第 3 条第○項に規定する要件を満たしていないた
め

様式第4号（第9条関係）

仙台市骨髓バンクドナー助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

（※日中に連絡をとることができる電話番号を記載してください）

年 月 日付け仙台市 指令第 号で交付決定の通知がありました標記の助成金について、骨髓バンクドナー助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額		金 円							
振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協						本店・支店 出張所	
	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座							
	口座番号	No.							
	ゆうちょ銀行 の場合	店 名		番 号					
		預金種目		☐ 普通					
	フリガナ								
口座名義人									

※ 口座名義人は、申請者と同一であることを原則とします。

※ ゆうちょ銀行口座への振込みを希望される方は、通帳の記号・番号ではなく「振込用口座番号」が必要になります。「振込用口座番号」が不明な場合は、事前にゆうちょ銀行・郵便局の窓口で「振込用店番・口座番号」を通帳に印字してもらってください。

【添付書類】

- ・振込先口座の通帳写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの）

様

仙台市骨髓バンクドナー助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け仙台市 指令第 号により通知した骨髓バンクドナー助成金交付決定を仙台市補助金等交付規則第 1 6 条及び骨髓バンクドナー助成金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

記

1. 交付金額 金 円
2. 取消額 金 円
3. 取消理由

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

仙台市

指令第 号

様

仙台市骨髓バンクドナー助成金返還命令書

年 月 日付け仙台市 指令第 号により取消した骨髓バンクドナー助成金について、仙台市補助金等交付規則第 1 7 条及び骨髓バンクドナー助成金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

仙台市長
(公印省略)

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 交付金額 | 金 | 円 |
| 2. 返還額 | 金 | 円 |